

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月8日 08時50分ごろ
発生場所	北海道石狩市石狩湾港中央ふ頭 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位164° 2,450m付近 (概位 北緯43° 12.5′ 東経141° 17.8′)
事故の概要	油タンカーきんたい丸は、係留中、また、液化ガスばら積船幸泉丸は、入港操船中、両船が衝突した。 両船は、共に船体外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月15日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー きんたい丸、3,763トン 140236、三ツ浜汽船株式会社 B 液化ガスばら積船 幸泉丸、999トン 134889、木村海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に凹損等 B 右舷船尾部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長Aほか10人が乗り組み、石狩湾港中央ふ頭南側の岸壁に右舷着けで係留中、平成27年12月8日08時50分ごろ、A船の左舷中央部にB船の右舷船尾部が衝突した。 B船は、船長Bほか7人が乗り組み、石狩湾港港外で錨泊待機した後、揚げ荷役のため、同港への入港を開始した。 B船は、船長Bが、機関長を機関操縦の配置につけて操船し、着岸予定である中央ふ頭北側の岸壁前面で右舷錨を投入して右回頭し、エンジンテレグラフにより機関を微速力後進（可変ピッチプロペラの翼角：後進側に約3°）としたところ、突然、可変ピッチプロペラの翼角計の示度が後進一杯の20°に振れた。 B船は、機関長が、直ちに翼角制御用の電磁弁を非常用に切り替えるとともに、船長Bが、翼角の制御をテレグラフからボタンによる手動操作に切り替えて前進側のボタンを押し下げたものの、翼角計の示度は変わらず、後進推力は止まらなかった。

	<p>B船は、主機を緊急停止したものの、後進行きあしのある状態で、対岸に係留していたA船と衝突した。</p> <p>B船は、A船との衝突後、翼角の制御が復旧し、主機を始動してA船から離れ、予定岸壁に着岸した。</p> <p>B船は、本事故後、翼角制御が正常に作動し、不具合を再現することができなかった。</p>
分析	<p>A船は、石狩湾港において係留中、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、石狩湾港において入港操船中、可変ピッチプロペラの翼角が後進一杯となって制御不能となったことから、係留中のA船に接近し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船の翼角が制御不能となった状況については、本事故後、正常に作動していることから明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、石狩湾港において、B船が、入港操船中、可変ピッチプロペラの翼角が後進一杯となって制御不能となったため、係留中のA船に接近し、A船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入港前に、主機の作動確認を行うことが望ましい。